

運転免許証、マイナ免許証の更新手続きについて

手続きできる 期間	免許証等の有効期間が満了する年の誕生日の1か月前から誕生日の1か月後までの2か月間	
	(例) 4月1日が誕生日の方 3月1日(1か月前)～4月1日(誕生日)～5月1日(免許証記載の有効期間の末日)	
運転免許証等の 所有状況の 変更について	令和7年3月24日から、運転免許証とマイナンバーカードの一体化を希望する方は運転免許証に代わり免許情報の記録されたマイナンバーカード(マイナ免許証)を所有することが可能となります。 <u>所有状況の変更は免許更新と同時にすることもできます。</u> 詳しくは「 <u>免許保有状況変更手続きについて(運転免許証・マイナ免許証)</u> 」のページをご覧ください。	
手続き場所	運転免許センター	警察署 (秋田市内の3警察署を除く)又は 二ツ井、にかほ、美郷、増田、羽後の各交番
受付時間等	月曜日から金曜日及び 日曜日 ※ 土曜日・祝日・振替休日及び年末年始の休日は 手続きできません。	月曜日から金曜日(平日のみ) ※ 土曜日・日曜日・祝日・振替休日及び年末年始の休日は 手続きできません。
	午前8:30～9:30 午後1:00～1:50	午前9:00～午後4:00
		※ 秋田市内の警察署(秋田中央警察署・秋田臨港警察署・秋田東警察署)及び交番では更新手続きを行っておりません。
交付・記録	運転免許証の交付 即日交付 マイナ免許証の記録 即日記録	運転免許証の交付 後日交付(約3週間後) マイナ免許証の記録 後日記録(約3週間後) ※ オンライン講習・高齢者講習受講済の場合は即日記録
必要なもの	○ 運転免許証等 ・運転免許証 ・マイナンバーカード(マイナ免許証を所持している方、または更新手続き時にマイナ免許証を所持したい方) ※ 運転免許証、マイナ免許証のどちらも所持している方は、必ず両方をご持参してください。両方とも持っていない場合は、受付することができません。 ※ 市役所等でマイナンバーカード発行時に設定した <u>マイナンバーカードの署名用電子証明書暗証番号</u> のご準備をお願いします。ご不明の場合は発行した市役所等にお問い合わせ願います。 (詳しくは「その他」の「マイナ免許証の各種機能を利用するために必要な手続きについて」をご確認ください) ○ 更新連絡書(はがき) ※ ない場合でも手続きはできます。 ※ 注 更新申請用の写真は運転免許センター、警察署ともに不要です。	
	【更新期間が満了する日の年齢が70歳以上の方】 ○ 高齢者講習終了証明書	
	【更新期間が満了する日の年齢が75歳以上の方】 ○ 高齢者講習終了証明書 ○ 認知機能検査結果通知書 ○ 運転技能検査受検結果証明書(該当する方のみ)	
	※ 更新と同時に住所等の変更を行う場合 ● 運転免許証のみを所有している方 【住所のみ変更する場合】 ○ 住民票(コピーは不可) 又は ○ 新しい住所を確認できる書類(いずれも申請者の氏名及び住所が記載されたもので、コピーは不可) ・マイナンバーカード ・電気、ガス、水道、電話(携帯電話含む)の領収書、請求書等 ・官公庁が発行した通知書等 ・郵便物(申請者が宛先となっているもの)等を提示していただきます。 【本籍・氏名を変更する場合、又は生年月日を修正する場合】 ○ 住民票(本籍が記載されているもの)を提出していただきます。(コピーは不可) ※ <u>本籍が省略されている住民票</u> では受理できませんのでご注意願います。	

必要なもの	※ 外国人の方は、国籍の記載された住民票を提出していただきます。 住民票が交付されない方は、旅券、在留カードなどで確認させていただきます。 ※ 氏名のみ変更の場合は、新しい名前が記載されているマイナンバーカードでも手続きすることができます。 ※ 生年月日修正の場合は免許証を再作成します。 【旧姓（旧氏）を記載する場合】 ○ 旧姓（旧氏）が記載された住民票またはマイナンバーカード ● マイナ免許証のみを所有している方でワンストップサービスを利用していない方 ● マイナ免許証および運転免許証を所有している方（2枚持ちの方） 【住所または氏名を変更する場合】 ○ 変更後の住所または氏名が記載されたマイナ免許証（マイナカード）を提示していただきます。 【本籍を変更する場合】 ○ 住民票（本籍が記載されているもの）を提出していただきます。（コピーは不可）
	※ 更新期間中で運転免許証、マイナ免許証を紛失された方は 更新期間中で免許証等をなくした方は、更新と同時に再交付手続きをすることができますが、次の書類が必要になります。 ○ 本人確認ができる書類 （マイナンバーカード、パスポート等） ○ 住所等変更がある場合は、上記の書類等 ○ マイナ免許証を紛失した場合において、更新後もマイナ免許証の所持を希望する方は、あらかじめマイナンバーカードを再発行し持参していただく必要があります。
	【期間前更新について】 海外渡航、入院、出産等のやむを得ない理由がある場合は、更新期間前に手続きすることができます。 手続には通常の更新手続に必要なもののほかに、やむを得ない理由を証明する次の書類が必要になります。 ○ パスポート、出張証明書、入院証明書（治療計画書）、母子手帳等でいずれも原本をお持ちください。 ※ 期間前更新をする場合の有効期間は、通常の更新期間に手続するよりも短くなりますのでご了承ください。
その他	○ 経由更新について 住所地を管轄する公安委員会以外の公安委員会を経由して更新を行う経由更新については、経由更新手続のページを参照してください。 ○ マイナ免許証の各種機能を利用するために必要な手続きについて マイナ免許証を所有している方は、マイナポータルにおいてご自身のマイナ免許情報の確認や、更新時のオンライン講習、住所変更手続き等のワンストップサービス等の各種機能を利用することができますが、そのためには市役所等でマイナンバーカード発行時に設定した<u>マイナンバーカードの署名用電子証明書暗証番号</u>が必要となりますので、ご準備をおねがいします。ご不明の場合は発行した市役所等にお問い合わせ願います。

＜更新時講習について＞			
区分	優良運転者講習 に該当する方	一般運転者講習 に該当する方	違反・初心運転者講習 に該当する方
講習時間	30分	60分	120分

＜手 数 料 等＞									
更新後に希望する 免許証等の所有状況	運転免許証のみ			マイナ免許証のみ			運転免許証および マイナ免許証		
更新手数料	2,850円			2,100円			2,950円		
講習手数料 (講習種別)	500円 (優良)	800円 (一般)	1,400円 〔違反〕 〔初回〕	500円 (優良)	800円 (一般)	1,400円 〔違反〕 〔初回〕	500円 (優良)	800円 (一般)	1,400円 〔違反〕 〔初回〕
計	3,350円	3,650円	4,250円	2,600円	2,900円	3,500円	3,450円	3,750円	4,350円

※講習手数料について

オンライン講習を受講した方は講習区分に応じて以下の手数料となります。

優良講習・・・200円

一般講習・・・200円

お問い合わせ先
 運転免許センター TEL 018-824-3738
 または最寄りの警察署（免許受付）まで